



## 海外相続人の必要書類

MUFG相続研究所 主任研究員 すみた てつや  
住田 哲也

2021年度は夏には東京で、冬には北京でオリンピックが開催されましたので、新型コロナウイルスの影響により外出が制限される中でテレビ観戦を楽しまれた方も多かったのではないのでしょうか。日本における夏季オリンピック開催は1964年以来2回目となりましたが、その間に急速にグローバル化が進みました。今では当たり前となっている海外渡航ですが、このオリンピックの前年の1963年に「年間500ドル以内の業務渡航」が承認され、1964年に「年1回500ドルまでの外貨持出しによる観光渡航」が認められました。それ以来、海外渡航自由化が進み、これと同期するように海外在留邦人数も下表の通り増加してきました。



【海外在留邦人数推計推移】(各年10月1日現在)

(単位:人)

1990年	2000年	2005年	2010年	2015年	2020年
620,174	811,712	1,012,547	1,143,357	1,317,078	1,357,724

(出所)外務省「海外在留邦人数調査統計」令和4年版より抜粋

実は、この海外在留邦人数の増加により最近増えてきているのが、海外相続に関する相談です。一口に海外相続といっても、海外に財産を保有しているケースと海外に相続人がいるケースにわけられます。今回は後者の海外に相続人がいるケースに焦点を当ててお話をいたします。

海外に長期間滞在している相続人がいる場合、日本国内の相続手続きで必要になる住民票や印鑑証明書を通常取得することができません。この場合、代替書類として、①在外公館(日本大使館・領事館)で「在留証明書」や「署名証明書」(サイン証明書)を発行してもらうことになります。

### ①-1. 在留証明書

住民票に代わるものとして、各国の日本大使館や領事館で発行される書類です。発行条件として以下のような事項があります。

- 日本国籍を有していること
- 現地にすでに3カ月以上滞在し、現在居住していること、または今後3カ月以上の滞在が見込まれること
- 原則として、日本に住民登録がないこと
- 原則本人が申請すること

なお、2022年3月時点では1通につき1,200円相当の手数料(現地通貨)がかかります。

次ページへつづく▶

## ①-2.署名証明書(サイン証明書)

印鑑証明書に代わるものとして、申請者の署名が確かに領事の面前でなされたことを証明する書類です。発行条件として以下のような事項があります。

- 日本国籍を有していること
- 申請者本人が在外公館に出向いて署名すること

なお、2022年3月時点では1通につき1,700円相当の手数料(現地通貨)がかかります。証明方法は次の2つの形式があります。

形式	内容
形式1 (貼付型)	<ul style="list-style-type: none"> <li><input checked="" type="checkbox"/> 申請者が領事の面前で署名した私文書に、在外公館が発行する証明書を綴り合わせて割印を行うものです</li> <li><input checked="" type="checkbox"/> 書類ごとに「署名証明書」を発行してもらう必要があります</li> </ul>
形式2 (単独型)	<ul style="list-style-type: none"> <li><input checked="" type="checkbox"/> 申請者の署名を単独で証明するものです</li> <li><input checked="" type="checkbox"/> 印鑑証明書と同じように何度でも使用することが可能です</li> </ul>

在外公館に何度も足を運ぶことを避けるためには、「単独型」のほうが便利ですが、どちらの形式のほうがよいか、あらかじめ提出先の法務局や金融機関などに確認することが大切です。

日本国籍を離脱し今は日本国籍ではない方の場合でも、在外公館が例外的に在留証明書に代わる「居住証明書」や「署名証明書」の発行に応じてくれる場合がありますが、在外公館がこれらの証明書を発行しない場合や在外公館から遠い場所に住んでいる場合、コロナ禍の影響で在外公館へ行くことが難しい場合などには、②現地または日本の公証人などに「宣誓供述書」(Affidavit)に公証(Notary)してもらうことになります。



## ②.宣誓供述書

「宣誓供述書」は、例えば、次のような内容を含む書類(私文書)です。

私は××年×月×日生の ○○ ○○ で、  
 △△ △△ △△ に住んでいます。  
 私はYY年Y月Y日に死亡した●● ●● ●●  
 (ZZ年Z月Z日生)の長男であること、  
 以下は私の真実の正しい署名であることをここに誓います。



この書類を、現地あるいは日本の公証人に公証してもらうことになります。いわば、住民票と印鑑証明書の要素を兼ね備えた書類になります。また、日本国籍を離脱した方にとっては、相続手続きに必要な現在戸籍の要素も付け加えた書類になります。

ただし、特に日本の不動産登記で使用する場合、法務局によっては在留証明書や署名証明書等の公的機関が発行した証明書以外は受け付けず、宣誓供述書では手続きできない場合もあると聞いています。宣誓供述書の使用可否や文面について、事前に司法書士等の専門家を通じて確認をしておくといでしょう。



上記①の在留証明書や署名証明書は、それぞれ住民票や印鑑証明書に代わる書類として理解しやすいと思います。取得方法についても、日本の市町村役所で取得するのと同様に、在外公館が開いている平日の日中に行くことができれば、原則その場で取得できます。

一方で、上記②の宣誓供述書は、日本では馴染みがないので知らない、という方が非常に多いです。実際、「平日に会社を休んで、自宅から領事館まで飛行機を使って行かなければ、①の書類を取得することができない」と困り果てていた方に対して、②の書類を案内し、とても喜ばれたことがあります。また、「コロナ禍により、在外公館が予約制になっているため、①を取得できるのが1ヶ月後になってしまう」と嘆いていた方に対して②の書類を案内し、職場の近くで簡単に取得することができました、と感謝していただいたこともありました。

アメリカの場合、公証人(Notary Public)になることが比較的容易であり、公証資格を保有している銀行員が公証してくれることもあるなど、宣誓供述書さえ用意できれば、その日のうちに近場で公証してもらうことが可能です。

最後になりますが、1964年に93であった参加国・地域数は今回の東京2020オリンピックでは205まで倍増しています。オリンピックを観戦している中で、自身に馴染みのない国や地域からの出場者も見かけたことと思いますが、実は海外在留邦人が滞在している国や地域の数も約200に渡っています(2021年10月1日時点)。もしもこういった国や地域に「相続人が住んでいる」場合、このコラムがご参考になりましたら幸いです。

なお、こういった国や地域を含む海外に「財産がある」という方は、注意が必要です。この場合、原則、財産がある国や地域の法制(相続法など)や税制(相続税など)に従って相続手続きを進める必要があり、国や地域によって対応が全く異なってきます。事前に専門家にご相談されることをお勧めします。

